

## 島根県の行政区画制定の過程と県域をめぐる係争について

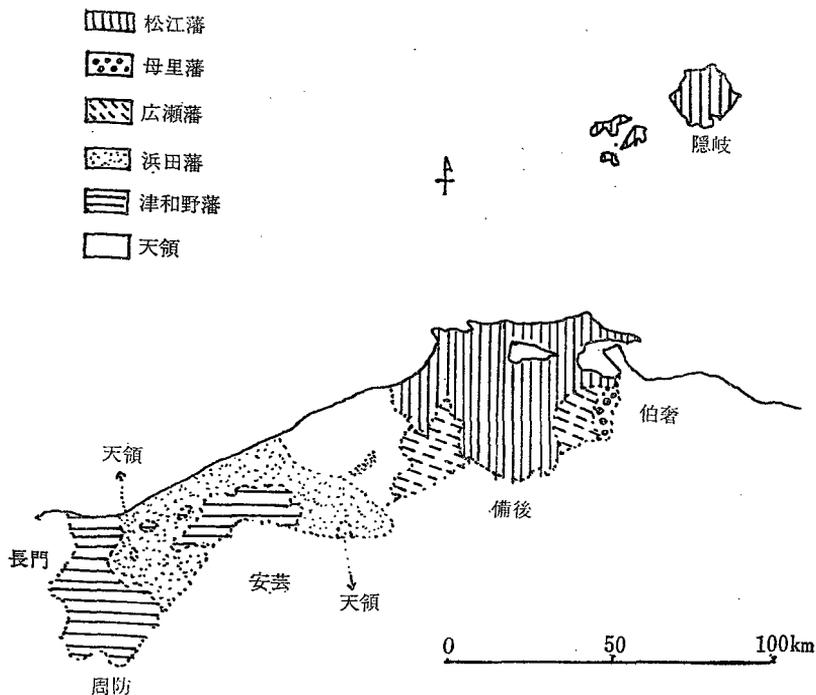
池田善昭

### 一、序

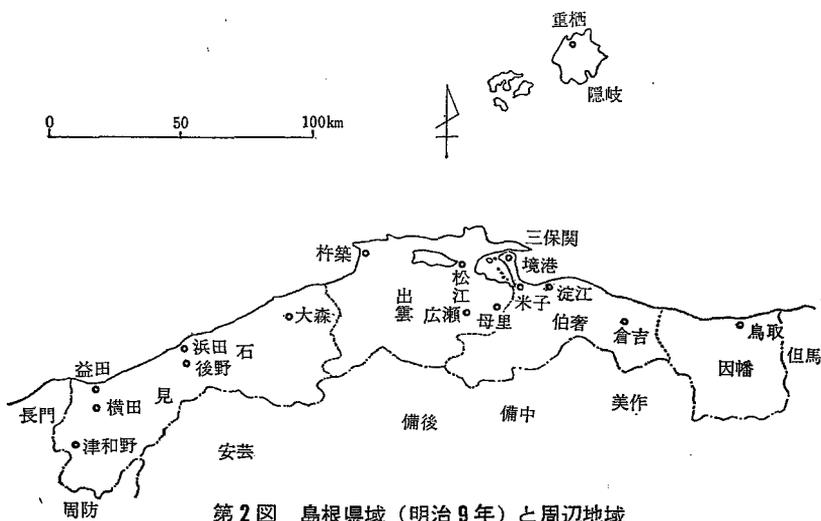
今日の島根県域は、廃藩置県後一〇年を経過して画定し、出雲国に行政の中心を置き、石見・隠岐二国を含むものとなった。もともと、府県域の画定は、幕藩体制下の領域を否定する形で基本的に進化したものの、必ずしも藩領の解体再編そのものではなかった。これらが、いかなる過程を経て画定されたか、また、その画定の意味するものについて、鳥取・島根両県、とくに後者を中心に吟味し、政治地理学への歴史地理学的アプローチを試みたものが、本稿である。

### 二、府県設置前後の島根<sup>(1)</sup>・鳥取<sup>(2)</sup>

文久三年夏、長州が会津・薩摩と対立するに至ったとき、松江藩（出雲国）は、禁裏守衛の親兵となり、藩士一人を買っている。鳥取藩（因幡・伯耆二国）は、直接的には長州にくみしなかったものの、親善関係を保っていた。



第1図 島根県域（現）の藩政期の区域



第2図 島根県域（明治9年）と周辺地域

津和野藩（石見国西南部）は、中立を保ちつつも、福羽美静らの尊王攘夷思想の影響をうけ、当時、藩主により將軍上洛を建白していた<sup>3)</sup>。第二次長州戦争に際しては、「石州口」担当として、浜田の松平、津和野の亀井、鳥取の松平、松江の松平が参加し、益田に本陣をおいたが、各藩の動きは多様であった。

津和野藩では、幕府派遣の軍目付を城下に迎え入れることを阻止する動きがあり、浜田で、次いで横田（益田市）で説得に努めた。説得は成功しなかったが、一か月後、長州軍が進入してからは、軍目付を藩校養老館に軟禁しつつ、敵地に近く小藩のため出兵不能と、広島への征討總督に理由を説明している。長州藩との合意が成立した慶応二年六月二七日、「毛利大膳父子是非応致度旨」ということで、軍目付一行の長州藩への引き渡しをしている。

浜田藩では、六月一五日より独自に停戦交渉に入り、一八日和議の成立をみたものの、重臣が城を脱出、松江藩の軍艦第二八雲丸に便乗、杵築（大社町）を経て松江に難を避けている。これに併行して、藩兵は分裂し軍は解かれ、一九日長州軍進駐の翌日から長州支配下に入った。

石見国東部の大森銀山領では、七月二〇日の代官鍋山三郎右衛門の逃亡、二四日の長州軍進駐と相前後して、農民による一揆、打ちこわしがみられた。長州藩は、首謀者のみを打首とし、年貢米を困窮者に配分すること、米価を抑制することを布告している。

松江藩は、八月二五日の征長中止令による停戦まで、幕軍の先鋒としての位置を保ち続けた。これらに対し、鳥取藩では、藩論が分裂し、きわめてあいまいな対応しかみせなかった。

薩長を中心に成立した明治政府の下で、県域を設定するに際し、これらの各地域の対応と類似した地域的分立が大きく作用し、県域設定はきわめて形式的なものとなった。

日本海の離島で、松江藩預りとなっていた隠岐には特有の動きがみられた。既に、天明年間より尊王攘夷への胎動がみられ、玉若酢神社宮司億伎幸生は上洛して西依成斎門下に入り、国学の隠岐への普及の端緒をつくっている。明治に入り学習院に奉職した中沼了三は、大和国十津川郷土に影響を与えており、中沼の動きをみて隠岐に帰り水若酢神社境内に、私塾膺徳館をつくり、尊王攘夷を鼓吹した中西毅助は、慶応三年五月、隠岐に文武館をつくるべく島内の同志七三名の連署で松江に嘆願書を提出、二度にわたる郡代の拒否に対し庄屋を説諭し第三回の提出を試みた。これを拒否されたことから、京都にいる尊王攘夷派の志士に連絡、宿願を果たさんとした。

明治元年二月三日、重栖港から脱出した一宮大宮司忌部正弘ら一名は、長州藩の動静を探るべく西に向かうが、風向の都合で浜田に入港、第二次長州戦争と長州軍による浜田占領に出あう。これを機として、尊王攘夷が討幕に代わり、郡代追放を決意した。三月に入り、実力行使が決められたが、同月一五日池田村国分寺で開かれた島後の庄屋大会では、松江藩郡代支持の「出雲党」と、郡代退去を求める「正義党」とに分裂した。「正義党」は、同志一名から帰属する前に、山陰道鎮撫使守衛役所が隠岐国公聞役方中へあてた公翰を、隠岐役所の藩吏が勝手に開封した事件を追究し、郡代の退去を求めている。「正義党」は、島後で海上交通を通じ繁栄した特権的問屋層を主体とした「出雲党」の情勢を見て、庄屋大会から退場、やがて同志を結集し郡代追放にふみきる。忌部正弘を総指揮とする住民の代表は陣屋を訪れ、松江藩士の退去を求め、これと相呼応して島前でも三度にわたり松江藩との対決を要請している。

正義党は蜂起の理由を明記した檄文を島民に回達、「皇国ノ民」として励むよう訴え、郡代追放後、自治機関を設立するに至った。四月には代表を京都に送り、在京の中沼了三の指導を得て山陰道鎮撫使に郷帳を提出し、朝廷郷領となつてからの朝廷の支配に代り自治をなしうるように離島の事情を訴え嘆願している。松江藩は処罰を企て、二〇

日、偵察使を西郷に送り、五月に入ると七〇余名の鎮撫使が来島、戦闘となる。正義党四散により自治機関の崩壊をみるが、機関の危機を伝え聞いた鳥取藩の使節来島、その後の太政官による監察使派遣を機に正義党に有利な状況が生まれ、六月初め、再び惣会所と会議所が復活、自治の息吹きをかえした。自治機関は、明治二年二月の隠岐県設置、四月県知事赴任まで存在したが、これは離島であるが故にありえた一時的なものに他ならない。

松江藩が尊王討幕にふみきったのは、鳥羽伏見の戦を機にしてで、「お家のためを考え」と家臣にさとし、支藩の広瀬・母里にも同様の道を歩むよう指示している。藩論を決定づけたのは、朝廷が西園寺公望を山陰道鎮撫使総監に任命、鳥取・長州両藩に松江・浜田両藩の取り調べを命じた事実である。鳥取藩では、総督指揮のもとに鎮撫使の使命をうけていたが、総督来陰時、いわゆる「雲藩事件」が発生した。既に、福知山から総督の内意を得て伊王野治郎左衛門が雲藩取り締まりのことを通知していたが、使者白井晁介は松江に赴き出雲より官軍へ兵糧を輸送することにつき交渉したが、藩主は東京にあり中央の機務にも参与していた。「雲藩事件」は、藩船第二八雲丸にかかわるもので、京に派遣した藩兵の食糧を積み中海を発した同船が途中汽罐の故障で敦賀に入港、陸揚げ帰途につくが、鎮撫使一行は但馬村岡にあり召喚され宮津に船を抑留した。鎮撫使滞在地近くに二度も軍艦を入港させたこと、藩より鎮撫使一行に挨拶もなしと批難された。やがて、(一)雲州の半分を朝廷に返上するか、(二)重役が死して謝罪するか、(三)稚子入質か、(四)勅使を国境へ引き受け勝敗を決した上謝罪するか、(五)四条件がつきつけられ、藩は(一)をとり在京藩士が朝廷に伺書で真意を正したところ謹慎に及ばすとの返事をうけ、鳥取藩も四か条に代わる別の方法で謝罪させることとし、二月二五日米子総督府で「一藩安堵」の書面をうけとる。これらの状況にも関わらず、鳥取は島根県設置後、県域としての独立を失なっていく。

明治二年八月二日、長州軍支配下にあった旧浜田藩領と旧大森銀山領とで大森県が設置され、二月三〇日設置の隠岐県をも編入した。翌年二月四日には浜田県と改称され、県庁も大森から浜田に移った。これに先立ち、一月一三日、浪人前田誠一の手唱で、新政府の政治を批判、町民によびかけ、大森県支庁である浜田裁判所を襲撃占拠した、いわゆる「前田騒動」がこっている。大森県設置のときにも、駐留諸隊のなかには藩地への引き揚げに反対、農民を煽動するなどの動きがあった。新政府の直轄地となったこの地は、旧銀山領と旧浜田藩領の討幕軍による被占領地として、地方行政のモデル化のための体制づくりがなされたものと思われる。津和野藩は、全国的な廃藩置県に先立ち、藩内の情況から朝廷への領域返上を決定しており、四年九月二五日に浜田県に合併された。

島根県は、四年七月設置をみた松江・広瀬・母里三県の廃止と隠岐県を浜田県から分離吸収して、十一月一五日設立された。(隠岐は一か月後、鳥取県移管となり、一四年九月一二日、再び島根県に帰属している) 九年四月浜田県、八月鳥取県の廃止で、島根県は因幡・伯耆・隠岐・出雲・石見に及ぶ領域を占めるに至った。

### 三、鳥取県再置運動とその背景

鳥取県の島根県への合併後の、因幡・伯耆の対応はかなり明確な差を示した。隠岐国は本来松江藩預り地で、合併に対してさほどの動きはみせなかった。しかし、とくに因幡の士族は、松江藩域の合併は屈辱であり、風俗人情が異なり、因幡を出雲の継子的な存在として扱うことに憤りをみせた。不平の主たるものは、窮迫士族の救済策を欠き、道路・教育の施設がなく、税負担も重くなることから、故意に鳥取地方を衰微させようとするものであるというところにあった。やがて、鳥取本町三丁目本部をおき、足立長郷をリーダーとする「共斃社」が組織され、県政に対す

る不満が糾合された。島根県会議長の岡崎平内も、地方民の政治的自覚をはかる目的として愛護会を組織したが、この会も県再置について政府の要人に運動するものとして動き始める。一三年三月、高知県が、徳島県から再置でなく分離独立したのを機に、再置論はもろあがった。同年秋、鳥取で県再置町民大会が開かれ、翌年には入江禧景が上京、前県参事の関義臣をたずね、窮状をのべている。共黨社はかなり強力な反島根運動として、合法的陳情願を主とした愛護会のゆき方と対立していた。人情風俗の異なる地方を一庁の下に収め一令の中に律せんとしても難かしいこと、鳥取の松江との隔たりと交通の不便、合併後の不当の賦課が住民を圧迫していることを訴え、上京の同志河田景与をたずね、参議山景有朋に非公式にたずさえた陳情書を面接の上提出、再置を嘆願した。さらに、松方内務卿、大隈参議にも面接し、地方住民の世論に県当局が冷淡であることは直ちに中央政府に影響を与えるので、再置が必要であると主張している。とかく暴挙に出ることの多かつた共黨社の行動などの周辺状況からも、県再置が必要と訴えている。やがて、九月一二日付で、因伯二国の鳥取県設置をみるに至った。

このような、鳥取での再置運動が県再置を導いたことは、出雲国に近接する伯耆国西部からの反対運動に直面した<sup>(4)</sup>。久米郡葵町（倉吉市）土族中村半次他一六〇名が、明治一三、一四年に元老院議長寺島宗助宛に提出した建白書では、次のような形で再置反対の旨を述べている。

〔前略〕鳥取県ヲ設置シ因伯ニ國ヲ管轄セシムルノ令ヲ布カルルヤ某等夙ニ謹テ奉戴遵守セリ然ルニ頃日我伯州ノ有志者此等ヲ以テ不便ナリトナシ將ニ明治大政府ニ請フ所アラントスト（中略）聞ク所ニ拠レハ久米郡有志者ノ如キ已ニ同志ヲ結合シ以テ伯州ノ再ヒ島根県ニ屬センコトヲ哀訴歎願スト而シテ彼等ノ鳥取県ニ屬スルヲ以テ不便トナスノ大概ヲ伝聞スルニ地方税ノ多寡道路ノ便否彼是相異リ且ツ我伯州開明運輸物産ノ進潮ハ西ヨリ東ニ漸スル自然ノ理ニシテ今西ヲ棄テ東ニ向ヒ自然ノ理ニ背クハ不可ト云爾ニ在リ（以下略）

また、一四年八月七日、元老院議長大木喬任宛に伯耆国久米郡倉吉東倉吉町（倉吉市）、進藤与八郎他三〇名の名で出した建議書では次のような事情が述べられている。

「……抑鳥取へ我伯耆ノ東ニ位シ伯ノ東境ヨリ相距ルコト凡ソ七里トス其西境ヨリスレハ凡ソ三十里之ヲ平均シテ十八里トス而シテ伯耆ノ地勢タル東方狭ク西方広シ随テ人々モ西方ニ多シトス故ニ郡役所ノ如キ倉吉米子二部ノ三ヶ所ニ設ク而シテ東方ハ惟タ倉吉一ツ而已之ノ里程ヲ図ルニ倉吉ヨリ鳥取ヲ距ルコト十二里米子ヨリ二十四里二部ヨリ二十七里平均二十一里トス而シテ島根県庁ニ於ケル倉吉ヨリ二十一里米子ヨリ八里二部ヨリ十一里平均十三里トス……遠近斯クノ如シ是レ不便ノ一ツナリ……米子町ヨリ六里余内海アリ故ニ往復ノ通船間断ナク須臾ノ間ノ以テ渡航スルコトヲ得ルノ便路アリ其鳥取ニ出ルヤ艱嶮ノ山路ト茫々タル沙漠トノミニシテ（中略）是レ其不便ノ二ツナリ且ツ島根県所轄トナリシヨリ既ニ六ヶ年其間学校及ヒ医院ヨリ百般概々備ハサルナシ（中略）漸ク盛大ニ赴カントスル者ヲ一朝棄去シ民心ノ欲セサル所ニ所轄セラレ更ニ又是等百般ノ事業ヲ興サントス……是レ其不便ノ三ツナリ然リ而シテ伯ノ境港雲ノ三保関港ハ近海ノ良港漸次物産ヲ増殖シ運輸ノ便ヲ図ル共望ミテ兩港ニ属ス是レ則チ我カ伯耆民心ノ西ヲ向フハ天然ノ地勢然ラシムル所ナリ（中略）再置論者ノ曰ク兩國ハ元一藩ノ管轄セシ処人情習慣必ス施政上便益ヲ与ヘント噫又タ何ノ事ソヤ曾テ明治九年鳥取支庁ヲ置ルルヤ伯耆東三郡ヲシテ支庁ノ管轄ヲ利トスルヤ否ヤヲ投票セシメラレシニ一般皆本庁ノ直轄タランコトヲ希望セシニ非スヤ（中略）仮令置県セラルルモ伯耆若シ属セラルハ民心一日モ安ンス可カラス（中略）固ヨリ県庁ノ廢置ハ施政ノ便宜ニヨリ宜シク政府ノ処セラルヘキ所ニシテ人民ノ如キハ惟タ命是レ從フ可キ者ト雖トモ民意の服セサルハ是レ又施政ノ困難ナリ（以下略）」

同年、久米郡弓原村岩本廉蔵が大木喬任宛に出したのも、同様のもので、次のような付帯がある。

「（前略）豈伯耆人民ニシテ聊カ知識ヲ有スル者誰カ鳥取県再置ヲ願望スル者アランヤ僅ニ之ヲ願望スル者ハ旧藩池田家ノ士族或ハ之アリト（中略）況ンヤ鳥取ハ昔日廢県ノ跡也（中略）筆ヲ擱ニ当リ尚一言ヲ陳セン仄ニ聞ク鳥取県再置論者曰因伯州ハ故ト一藩ノ治タリ之ヲ混一ニスルハ則チ其人情ノ欲スルハ古来ノ經驗ニ於テ徴セリト亦曰鳥取市街ノ疲弊之ヲ救済スルハ県庁再置ニ不如ト是一ヲ知リテ未タニ之ヲ知ラサル私論ノミ（中略）恐クハ昔日鳥取県集権タリシトキト誤認シテ羨慕スルナラシ（以下略）」

一〇月二〇日、伯耆国汗入郡人民惣代として淀江の谷尾甚三、岩本平太が、島根県令境二郎に宛てた上申書でも、因幡鳥取への反目がみられる。とくに、共弊社に対して次のような指摘をしている。

「(略抑)伯耆国西部人民カ鳥取県ノ管轄ヲ被ムルコトハ実ニ不幸ノ至ニ可有之(中略)西部ノ人情風俗ハ大ニ出雲国ニ接近シテ殆ント同一(中略)其東部三郡(河村久米八橋)ノ人情風俗ハ復タ西部ノ如クナラサレトモ其因幡去テ出雲国ニ就クノ情態ニ至テハ曾テ殊異アルヲ見ス(中略)伯耆国人ノ因幡国人ニ於ケルノ感情ハ其美作備中ノ隣国ニ於ケルノ感情ト厚薄曾テ扱フ所ナシ(中略)殊ニ昨年来彼等窮困士族カ組織シタル共弊社ナル者ハ開墾牧畜ノ会社ヲ起スヲ以テ我々ヲ脅迫シテ入社株金ヲ出サシメンコトヲ要シ或ハ米価騰貴ヲ防キ究民ヲ救ウト唱ヘテ農商各司カ売却ノ為境港等市場ヘ米穀ヲ輸出スルヲ禁シ或ハ毎年地主カ小作人ヨリ取立ル所ノ宛口米石代ニ付謂ハレナキ説ヲ作シ或ハ去ル明治九年減租ノ御主意ヲ誤解シテ無稽ノ説ヲ唱ヘ以テ愚民ヲ誑惑致シタル等大ニ暴行ヲ働ラキタリ故ニ伯耆国民ノ共弊社ヲ視ルコト蛇蝎モ不啻(中略)伯耆国殊ニ我西部三郡ノ因幡国ニ於ルハ人情大ニ逕庭シテ痛痒毫モ相関セサルナリ(後略)」

西伯郡の島根県への合併論は、大正三年一二月、再び具体化し、二日、大原郡選出の藤井朝一郎議員より県議会に出され満場一致で可決、合併促進を決定した。この理由は、小県では発展は望めないということであった。また、西伯郡選出の渡辺駛水議員は、合併必要理由として、(一)二、三〇年来、合併の必要がいわれていたがいよいよ必要に迫られたこと、(二)小県のため負担が重過ぎて、県庁の所在云々のような地方感情で争うべきでないこと、(三)鳥取県にある境港により利益をうけるのはむしろ島根県で、鳥取県が本気で財政投入をすることは考えられないことを指摘し、因幡の反対は全く自分の懐算用でしかないことを述べている。

#### 四、石見国管轄換の要望

明治三二年五月一日、那賀郡伊南村後野(浜田市)の岡本俊信らが、元老院議長大木喬任宛に、石見国を管轄換す

ることの要望を出している。署名人は、浜田・江津・益田はもちろん、江川流域、さらに鹿足郡に至る広汎な地域に及んでいる。建白書の概要は次のようである。

「今ヤ吾政府ハ市町村制ヲ実施シ府県郡制モ亦將ニ發布シ以テ地方制度ノ完備ヲ告ゲ（中略）此時ニ当リ吾人々民ハ各地適当ナル区域ヲ撰ヒテ自治ノ団体ヲ作り地方分権ノ実ヲ挙クルコトニ力メ（中略）而シテ其自治制ヲシテ名実相副ハシメ其分権ノ実ヲ挙ゲント欲セバ須ラク地理ノ便否人情風俗ノ異同經濟上ノ利害ヲ審察シ兼テ其地方ニ於ケル輿論ノ趨向ヲトシ其相近キモノヲ取リテ団体ヲ作り其相遠キモノヲ捨テ以テ将来ノ福利ヲ図ルベシ（中略）現時我ガ石見国ガ島根県ニ屬シ出雲隠岐ト同県治ノ下ニ在ルハ果シテ自治体ノ精神ニ適シ分権ノ実ヲ挙クルヲ得ヘントスル乎（中略）蓋シ政府ガ雲石隠ノ三国ヲ島根県ニ屬セシメラレシハ行政上ノ便宜ヲ主トシテ制定セラレタル区域ニシテ自治制ヲ施キ分権ヲ行ハントスル今日ニ適合セザルヲ奈何セン（中略）之レニ反シテ石見国ノ島根県ニ於ケル關係ニ至リテハ以上ノ諸点ト恰モ反対ノ現象アリ茲ニ於テ乎石見国ノ民心常ニ島根県ノ管治ヲ脱シテ島根県ニ屬セン事ヲ熱望スルノ久シキ誠ニ所以ナキニアラザルナリ（中略）地理人情石見国タル東西凡四十里南北凡十數里ニ亘ル狭ク且ツ長キ地形ニシテ県庁ヲ距ルコト遠キハ六十餘里近キモ十數里ニ及ブ（中略）庁下松江ニ赴ク者甚ダ稀ナリ然ルニ島根県トハ腹背相接スルヲ以テ該県庁所在地島根ノ距離ハ遠キモ三十數里近キハ十里ニ過ギザレバ學生患者ノ該県ニ赴ク者甚ダ多キト且該県内ニ製造スル諸種ノ物品ハ多ク石見ニ入り石見ノ海産物ヲ始メ其他特有タル鉄鋼等類ノ如キ多ク該県ニ出テ互ニ需用シ互ニ互ニ供給スルノ実アリ此他金穀貸借上ニ於ケルモ石見ト芸備ニ國トノ關係鮮少ナラス加之石見人ノ京阪地方ニ往復スル者皆路ヲ此地ニ取レリ又タ石見ハ現ニ第五師団ノ管下タリ島根控訴院ノ所轄ナルノミナラス實ニ郷川ハ芸備両國ヨリ来リ石見ノ中央ヲ横貫シテ北海ニ注グヲ以テ芸備石三国ノ間舟楫相通スルノ利便アリテ三国交通ノ頻繁ナル恰モ織ルガ如クニシテ殆んど一国内ノ觀ヲ呈セリ故ニ人情風俗言語ニ於ケルモ略ボ相似タルハ蓋シ自然ノ道理ナリ況ンヤ將來山陽鐵道ノ開通及ヒ道路開修ノ竣功ヲ見ルニ至レバ更ラニ一層ノ交通頻繁ヲ加フルニ於テオヤ反之雲石ノ間交通極メテ稀疎ニシテ商業上ノ關係最モ薄キニヨリ風俗人情言語ノ同シカラザル殆んど奏越ト一般ノ觀アリト云モ失當ニアラザルヲ信ズルナリ（中略）經濟財源ニ広狹饒否ノ別アルニヨリ島根島根兩県人民ノ地方稅負担額ヲ比較スルニ地租割戸數割ノ如キ又營業稅ノ如キ島根ニ輕クシテ島根ニ重キハ事實ノ許ス所ナリ（中略）凡ソ地方經濟中動モスレバ利害ヲ異ニシ易キハ土木ニ若クハナシ夫レ石見ハ全地礫礫ニシテ其中七八ハ山岳ニ屬シ出雲ハ平地多キニ居ル故ニ修路費ハ石見ニ多額ヲ要シテ治水費ハ出雲ニ大部ヲ費消スル如キハ其最モ顯著ナルモ

ノニシテ為メニ県会ニ於ケルモ撰出地ノ利害ニヨリテ各自其説ヲ異ニシ水炭相容レザルノ極遂ニ議場ノ騒然ヲ来ス事少カラス矣ニ嘆スベキノ至リナリ（中略）然ルニ世上一種ノ非管換論者アリテ反對ヲ試ミント欲ス其論ニ曰ク石見国民ガ島根県ヲ脱シテ広島県ニ属スルノ利益ハ素ヨリ認ムル所ナレトモ政府ガ之レヲ許容セザル可キヲ奈何セン（中略）島根県ハ石見ヲ失フヲ以テ伯耆ヲ鳥取ヨリ割キ以テ之レヲ補ハザルベカラス果シテ然ラバ因幡ノ独立得テ期スベカラザルナリ左レバ石見一國ノ為メニ鳥取広島島根三県ニ大影響ヲ及ボスモノナレバナリト突ニ難者ノ言ノ如シ（中略）如何ニ広島県ガ广大ニ至ルモ地理ノ便否ニシテ人情風俗ノ相似テ而モ経済上ノ利益ヲ同シクスルヲ知ラバ他更ニ不可ノ点アルヲ發見セザルナリ難者又タ曰ク地理ノ便否人情風俗ノ異同ニヨリ管轄替ヲ求ムルトセバ西部鹿足郡ハ山口県ニ東部安濃郡ハ依然島根県ニ属スルヲ至当トスルニ非サヤト是レ実ニ實際ノ利害ヲ弁知セザルノ論ト云ハザルヲ得ス（中略）我石見國三十万同胞ヲシテ永久ニ幸福ヲ享有シ大平ヲ謳歌セシムルハ他ナシ地理ノ便否人情風俗ノ異同經濟上ノ利害如何ニヨリ以テ区域ヲ画定スルニアルナリ（後略）」

伯耆が島根県との連帯を主張する根拠も、石見の管轄換を求める理由も類似のものである。今日の、府県域変更を求める声の大半も、周辺地域との連帯の事実を根拠にするものが多いが、明治以降のわが国の地方行政制度のもつ、団体自治指向により住民を統治しようとする特質の反映以外のものと思われる。

##### 五、行政区画、とくに府県域の区画の地理的意義<sup>⑤</sup>

行政区画は、とくに府県域においてみる限り、地域の事情を配慮して、地域的行政合理化の立場から画定されたものではなかった。山陰各地域における、県域に対しての住民―それも支配層ないしその周辺層であるが―の反応は、形式地区のもつ諸問題に、小地域の生活圏を単位に考慮する生活意識を、素朴な感情で示したものであると考えられる。

明治中期、わが国の資本制が本格的な第一歩を歩み始める前夜ともいふべきその時期は、幕藩体制下の諸要素の完

## 画 定 の 経 緯

石見(大森銀山領・浜田藩領)	隠 岐	伯耆・因幡(現・鳥取県城)
		会薩側に立つが尊王攘夷の立場
銀山領内各地に警備計画		
益田の戦・長州, 浜田に入り支配		
	隠岐騒動, 11.15.鳥取藩管理	
佐藤寛作, 山口藩より浜田県令命ぜらる 大森県設置(山口藩御預地旧天領, 旧浜田藩領管轄)	2.25. 隠岐県設置 8.2. 隠岐県廃し大森県管轄	
大森県庁を浜田に(浜田県と改称)		
旧浜田県廃し, あらためて石見で浜田県 し, 大森・益田・津和野・市	11.15. 12.7 島根県 → 鳥取県	鳥取県設置…11.5鳥取県再置
併: 支庁・裁判所支庁設置	8.21. 島根県管轄となる	8.21. 鳥取県廃し, 島根県に合併
円: 本庁直轄となる		(島根県庁鳥取支庁)
		鳥取女子師範学校開設
浜田支庁廃止		鳥取支庁廃止
		久米郡土族の県再置反対建白書 鳥取県再置運動
		汗入郡淀江・再置反対上申, 9.12. 鳥取県設置
		伯州復活論
	島司おく・島庁を西郷におく	
那賀郡有志: 石見の広島県へ管轄換建白		鳥取に市制
		会見県設置
	町村制施行	
	竹島を島司所管とみなす	
	島庁をおく島地に指定	
	隠岐汽船, 下関港に就航	島根の再合併につき内務省より照会
	下関・境西郷線就航	

付表1 島根県域

年	出雲（松江藩・広瀬・母里藩）	石見（津和野藩）
1862（文久2）	松江藩、品川沖第5砲台守備の命うける	藩主、将軍上洛建白・京師守衛
1863（文久3）	藩主18入を貢し、禁裏守衛の親兵となる	藩主人朝拝謁・長州に硝石おくる
1864（元治1）	長州不穩で藩主帰城・石州口守備の命	石見国第二軍の命・藩士に意見徴す
1866（慶長2）	幕府、松江藩に進軍命ず	
1867（慶長3）		幕府倒壊近きを察し、藩政改革
1868（明治1）		藩兵、征東大総督錦旗守り、京を発す
1869（明治2）	松江藩庁開庁	
1870（明治3）	母里藩制改革	
1871（明治4）	7.14松江県・広瀬県・母里県：11.15島根県	浜田県、津和野に支局
1872（明治5）	島根県：管内を11大区、78小区に区分	浜田県：大森・津和野両支庁廃山（4.7より川本）に郡役所
1876（明治9）	松江裁判所・師範学校開設	4.18浜田県を廃し、島根県に合
1877（明治10）	県会議場・外中原町清光院に開設	遷摩・安濃両郡および伯耆国一
1878（明治11）	松江女子師範学校開設	
1879（明治12）		
1880（明治13）		
1881（明治14）	9.12：島根県域画定	
1883（明治16）		
1888（明治21）		
1889（明治22）	松江に市制、	<隠岐以外に町村制>
1890（明治23）		<隠岐以外に郡制>
1904（明治37）		
1905（明治38）		
1909（明治42）		
1914（大正3）	島根・鳥取再合併につき、内務省より照会	
1915（大正4）	両県合併につき意見書提出	

付表 2

現在の地域	明治元年 (1868年)	同 2 年 (1869年)	同 3 年 (1870年)	同 4 年 (1871年) (明治 8 年まで変更なし)	同 9 年 (1876年) (明治13年まで 変更なし)	同14年 (1881年) (以後変更 なし)				
出雲国 松江府 松江市 出雲郡 安来郡 平田郡 八木郡 仁多郡 大原郡 大藏郡	松江藩			松江県 (7月14日)	島根県 (11月15日)					
能義郡の内 飯石郡の内							広瀬藩		広瀬県 (7月14日)	
能義郡の内 飯石郡の内										
石見国 浜田市 益田市 邑智郡 那賀郡 美濃郡 鹿足郡	津和野藩					島根県 (9月12日)				
大田市 江津市 彌生郡 山管郡 美濃郡 鹿足郡							山口藩	大森県 (8月2日)	浜田県 (1月9日)	浜田県 (11月15日)
隠岐国 隠岐郡	松江藩 管理	鳥取藩 管理 (11月5日)	隠岐県 (2月25日)		島根県 に属す (11月15日)					
因幡国 鳥取郡 岩手郡 八頭郡 気高郡	鳥取藩			鳥取県 (11月15日)	鳥取県 (12月17日)	鳥取県 変更 (9月12日)				
伯耆国 米子市 倉吉市 境港市 東伯郡 西伯郡										

島根県総務部統計課「島根統計年鑑」(1974版)による。

全な廃棄の上に、中央集権を確立する課題をもっていた。自発的廢藩を実施した津和野藩、あるいは版籍奉還に積極的な対応を示した鳥取藩も、新政の実を挙げるためには、廢県により新制度のもとにおかれざるを得なかった。村落社会の実質的側面は、府県域制定とは別の路線の上にあった。住民は、のちに市町村制のなかで問われる課題をもっていたが、新政府の府県域への対応の課題のなかには、各藩の政府に対する反応にみられるように、統治の円滑化を図る以外のものはほとんどなかった。社会経済史的な発展は、形式的な区域合理化によって、地方の統合中心を設定させるが、実質地区の再編は充分進んでいなかった。

島根県域の今日の形が確定したのちも、県庁は依然松江に置かれ、県都の偏在が今日なお行政上の難点を与えている。根強い「国」意識を背景として分離した例もあるが、封建社会の遺産ともいべきムラ意識の残存がむしろ地方自治の進展に大きな障害となった。昭和に入り、広域行政が府県制改革の重要な足がかりとしてとらえられた背景も、市町村における実質地域のなしくずし的な再編統合と併行して、府県域と市町村域の実質的機能の分離の上に立っていた。出雲と石見の、感情的対立ともいうべき、県政への対応の差は<sup>6)</sup>、このような側面からとらえられるべきであろう。

以上、きわめて粗描に過ぎないままに、県域の意義を、明治期の史実をもとに検討した。今後、実質地域と形式地域との機能的乖離について、わが国の未熟な「自治」制度の吟味をとおして、より緻密な考察が望まれる。

この報告は、第一七回大会の共同課題「政治区画の歴史地理」の一環として発表されたものに、加筆したものである。問題の吟味は不十分であるが、多くの方々から示唆を頂いたことに謝意を表する。

注

- (1) (2) 島根県史編さん室編「新修島根県史 史料編」一九六五・六六、同室 および鳥取県編「鳥取県郷土史」一九七三 同県、を資料として扱った。
- (3) 「津和野藩知事亀井茲監上表写」(太政官日誌第四一号 明治四年自六月廿五日至廿九日) および「津和野藩権大参事上表写」(同)。
- (4) 以下に述べているような史料のほか 明治十五年五月一日 十五日 六月十三日の山陰新聞の論説に同様の旨が述べられている。ここでは 村上百太郎の名で「再ビ伯州復轄論ノ筆ヲ執ル」として、ただ区域を併合すればよいという考えに問題を投げている。
- (5) 林正巳「府県合併とその背景」一九七〇 古今書院 では、府県の機能そのものが府県廃止論をひきおこしている指摘されているが、今日の基本的課題は、むしろ「列島改造論」に示される中央集権的管理型ネットワークを指向していることを、どのように判断するにかかっている。
- (7) 七〇年代に入るところから、中海地区新産業都市にかかわる鳥取・島根の県界論争が本格化するが、他方では、石見を顧みない出雲偏重の県政に対する批判がたかまってきた。